

平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政事務の執行についての監査（行政監査） |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について |
| 3 | 監査対象 | 教育委員会博物館（博物館使用料） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日 |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日 |

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【博物館】

（1）減免に係る事務手続について
ウ 専決者の指示を受けて担当者が減免処理を行った場合において、減免処理後に専決者へなされたその内容の報告について決裁処理がなされていない事例が見受けられた。事務専決規程の規定に基づき決裁処理を行うこと。

【措置済】 平成30年 4月 1日
減免処理が発生した場合は、減免処理後にその内容の報告について決裁処理を行うよう事務手続を改めた。

平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 公の施設に係る使用料の減免について
- 3 監査対象 教育委員会博物館（博物館使用料）
- 4 監査実施期間 平成30年2月2日
- 5 監査結果報告 平成30年3月30日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【博物館】

<p>共通（1）減免基準の整備について 減免基準が整備されていない事例が見受けられた。恣意的判断を防止し、減免処理の公正を確保するため、過去の減免事例における減免事由を勘案のうえ、誰が、どのような目的又は用法で利用するとき、どのような範囲で、減免するかについて、できる限り具体的に定めた減免基準を整備すること。併せて、減免処理に係る手続についても要綱等により定め、明確なものとしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免基準が未整備だった特別展示室等の使用料について、過去の事例を踏まえ減免基準を定め、「減免の取扱いに関する内規（運用基準）」に追加した。また、減免申請に係る手続についても、この内規に明記した。</p>
<p>共通（2）減免に係る事務手続について 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由（減免の根拠となる規定や基準などを含む。）などを明瞭に記載し、その決定過程を明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月29日 減免決定に係る起案文書において、減免する使用料の額、減免事由などを明瞭に記載するように事務手続を改め、そのことを職員に周知した。</p>
<p>（1）観覧料の額の算定について 心身障害者の介添者に係る観覧料は、減免基準の定めに従い減免処理を行っている。減免処理に係る事務の効率化を図るため、これらの者に係る観覧料をその他の者に係る観覧料と区分して、その額を定めることができないか研究すること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成30年10月 1日 心身障害者の介添者に係る観覧料については、類似施設の状況などの調査を行い検討を進めている。</p> <p>【継続努力】 平成31年 3月31日 心身障害者の介添者に係る観覧料については、類似施設の状況などの調査に一定の傾向がみられないため、調査の幅を広げて、今後も引き続き状況の把握に努め、条例・施行規則・内規等の見直しの可否について検討を進めていく。</p>
<p>（2）減免基準の規定内容について 減免基準において、学校が教育の一環としてプラネタリウムや特別展示をその児童、生徒に観覧させるときにはその観覧料を減免することが定められている。ここにいう「学校」に外国人学校が含まれるかなど、減免の対象となる教育施設について改めて整理して明らかにしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 1日 減免対象とする教育施設について、今までの取扱いも踏まえて整理した結果、児童福祉法に規定する保育所等及び学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、各種学校（ここに外国人学校は含まれる。）等に該当する施設とし、「減免の取扱いに関する内規（運用基準）」に明記した。</p>